

平成29年度行政事業レビューシート (厚生労働省)							
事業名	障害者トライアル雇用事業			担当部局庁	職業安定局雇用開発部	作成責任者	
事業開始年度	平成11年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	障害者雇用対策課	障害者雇用対策課長 尾崎 俊雄	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第6号			関係する計画、通知等	障害者基本計画(第3次)(平成25年9月策定)		
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面もあるところである。このため、これらの事業所に対して、短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用(※1)する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円(精神障害者を初めて雇用する場合には月最大8万円)の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試行雇用(※2)を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月2万円の助成金を支給する。 (※1)試行雇用は原則3か月間(精神障害者については最大12か月)とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 (※2)試行雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。						
実施方法	直接実施						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	1,975	2,043	1,080	1,103	0
	執行額	308	570	698	-	-	
	執行率(%)	16%	28%	65%	-	-	
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	16%	28%	65%	-	-		
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由			
	雇用安定等給付金	1,103	-				
	計	1,103	0				

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度	
	障害者トライアル雇用を終了した者のうち、常用雇用へ移行した者の割合を80%以上とする。	常用雇用移行率	成果実績		%	-	85.2	86.1	-	-
			目標値		%	-	80	80	-	80
			達成度		%	-	107	108	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	厚生労働省職業安定局調べ									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	試行雇用開始者数	活動実績		人	5,263	5,987	6,618	-	-	
		当初見込み		人	20,047	18,030	7,873	8,073	-	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	X:執行額(円) / Y:支給決定件数(件)	単位当たりコスト		円	112,191	112,534	123,485	136,687		
		計算式	X/Y			308百万円 / 2,747件	568百万円 / 5,043件	698百万円 / 5,658件	1,103百万円 / 8,073件	
政策評価、 経済・財政再生 アクション・ プログラ ムとの関係	政策	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること(IV-3)								
	施策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(IV-3-1)								
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		公共職業安定所における就職件数(障害者)	実績値		件	84,602	90,191	93,229	-	-
			目標値		件	77,883	84,602	90,191	-	93,229
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図るものであり、労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進に資するものである。										

事業所管部局による点検・改善

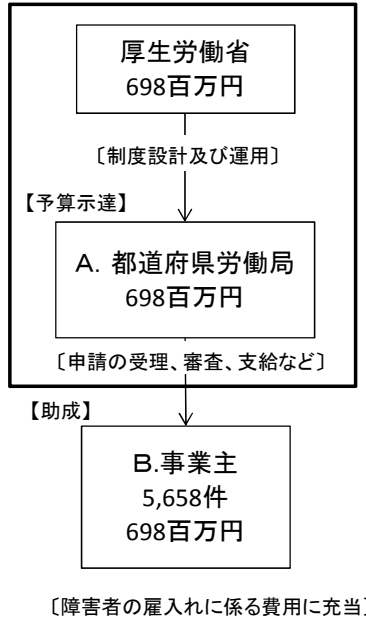
項目		評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、その点において、国民ニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者を対象としていることから、国が全国の公共職業安定所などを通して主体的に行う必要がある事業である。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、その点において、ニーズ及び優先度が高い。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-						
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業主の負担を考慮した必要な経費の支給となっており、水準は妥当である。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	一定の基準に基づき、真に必要な者に対して実施している。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	支給対象人員が当初見込みを下回ったことによるもの。平成28年度予算において執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう見直しを図り、平成29年度予算においても同様の方針で予算計上している。なお、支給の前提となる試行雇用開始者数は増加しており、今後も支給対象人員は伸びていくことが見込まれる。						
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-							
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	障害者の雇用対策を実施している労働局において、一体的に助成金を支給することにより高い効果を確保している。						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標に見合ったものである。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	障害者の雇用対策を実施している労働局において、一体的に助成金を支給することにより高い効果を確保している。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	見込みには届かなかったものの、開始者数は前年度よりも増加している。直近数年の開始者数の延びに鑑みると、平成29年度は概ね見込みどおりとなると考えられる。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-						
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">所管府省名</td> <td style="width:35%;">事業番号</td> <td style="width:50%;">事業名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	所管府省名	事業番号	事業名				
所管府省名	事業番号	事業名						
点検・改善結果	点検結果	活動実績は目標値を下回り、執行率が65%となったところであるが、成果実績(常用雇用移行率)については、目標値を上回る86.1%となっており、本事業は事業主における障害者雇用の促進に関して、非常に有効な手段となっている。このため障害者の就職促進を図るためには障害者トライアル雇用事業は有効な施策である。						
	改善の方向性	今後も引き続き、目標に対する達成度等を勘案し、制度の適正な運用を図るとともに、トライアル開始者数等の実績及びトレンドを積算に反映させた予算要求を行うことが必要。						
外部有識者の所見								
点検対象外								
行政事業レビュー推進チームの所見								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
備考								

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	361	平成23年度	327	平成24年度	284
平成25年度	515	平成26年度	518	平成27年度	527
平成28年度	526				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかについて
 補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			B.支給対象事業主(A社)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	障害者トライアル雇用助成金の支給	60	助成金	障害者トライアル雇用助成金の支給	1
計		60	計		1

